

令和8年4月22日

発 言 者	発 言 要 旨
小松(正)委員	<p>学びの多様化学校として令和7年度に開校した上山市立西郷小・中学校(通称「上山きらり学園」)の導入効果はどうか。</p>
多様な学び推進室長	<p>上山市から効果についての聞き取りをしていないため、今後は情報収集に努めたい。</p>
小松(正)委員	<p>学びの多様化学校に対する支援など、不登校対策と不登校児童生徒への対応の今後の展望はどうか。</p>
多様な学び推進室長	<p>当課の直接的な支援としては、上山きらり学園に対して他の中学校と同様にスクールカウンセラー2名を配置しており、有効活用されていることから、引き続きニーズに応じた支援を行っていききたい。 また、不登校対策全般への対応としては、不登校が生じない魅力ある学校づくりや児童生徒への効果的な支援、不登校児童生徒の状況等に合わせた多様な学びの機会の確保に努めていききたい。</p>
小松(正)委員	<p>不登校対策に向けてはスクールカウンセラーの充実やカリキュラムの独自性など魅力ある学校づくりが一層重要と考えるが、県の今後の取組はどうか。</p>
多様な学び推進室長	<p>不登校対策に向けては児童生徒が必要としている具体的な支援策を探りながら取り組む必要がある。令和7年度から、外出が難しい児童生徒や学校から直接支援を受けていない児童生徒に向けてメタバース空間での支援を実施している。また、教職員向けの研修会など、学校に対しても有益な支援を検討していききたい。</p>
小松(正)委員	<p>今春の公立高等学校入学者選抜から前期後期に分けて試験を行ったが、実績はどうか。</p>
高校教育課長(兼)教育DX推進室長	<p>前期(特色)選抜の志願倍率は1.12倍であり、令和7年度入選における推薦選抜の志願倍率1.08倍と比べ上昇していることから、多くの中学生が自分の強みを生かして志望する高校の前期(特色)選抜に挑戦したものと考えている。</p>
小松(正)委員	<p>前期後期を合わせた全体の状況はどうか。</p>
高校教育課長(兼)教育DX推進室長	<p>全体の最終倍率は0.77倍である。しかしながら、少子化により生徒数が減少している中、前期(特色)選抜の志願倍率が上昇していることは選抜方式の変更において評価できる点と考えている。</p>
小松(正)委員	<p>選抜方式の変更に当たり中学校との連携状況はどうか。</p>
高校教育課長(兼)教育DX推進室長	<p>中学校の教職員の方々に協力いただいております、今後とも制度の理解促進に向けて周知や情報交換を行っていききたい。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
小松(正)委員	令和5年4月1日施行の改正道路交通法により努力義務とされた自転車乗車時におけるヘルメットの着用率について、本県の状況はどうか。
参事官(兼)交通企画課長	警察庁では改正法施行後からヘルメットの着用率について全国的に調査している。令和7年度における本県のヘルメット着用率は17.8%で、全国平均21.2%には若干及ばないものの、調査を開始した5年度の8.9%、6年度の10.2%と比較して、関係機関・団体の協力もあり着実にヘルメットの着用が浸透してきていると考えている。
小松(正)委員	ヘルメット着用の一層の浸透に向けては学校などとの連携が必要と考えるがどうか。
参事官(兼)交通企画課長	<p>ホームページやインスタグラムなどのSNS、報道等を通じ県民に対してヘルメット着用の促進を図っており、特に通学等の交通手段として自転車利用が多い高校生に対して注力している。</p> <p>具体的には、警察官が学校に訪問し、自転車安全教室や交通安全講話を行っているほか、新入生を対象とした入学オリエンテーション等の場において新入生及び保護者に対しヘルメット着用の重要性を伝えている。また、防災くらし安心部や教育局と連携し、高校生が主体となってヘルメット着用促進に向けた取組を行う「自転車ヘルメット着用推進モデル校事業」を展開しており、モデル校と連携しながら広報啓発活動を行い、ヘルメット着用の促進を図っている。</p>
教育長	<p>昨年度は県立高校の全ての生徒と保護者に向け、高校生が模範を示すことによって社会全体の意識が高まることを含めて自転車ヘルメットの着用を文書で呼びかけたほか、生徒の代表を集めた会を開き、ヘルメット着用について話し合ってもらった。</p> <p>道路交通法や県自転車条例上は努力義務であることから、教育委員会がヘルメットの着用を強制することはなじまないため、各県立学校において校則やルールという形で一定程度の強制力を持たせながら強力に指導してほしいと校長宛に通知している。一方で、主権者教育の観点から校則により学校が一方的に押し付けることも相応しくないため、生徒の意見を聞きつつ、着用の促進に向けた対応を各県立学校で検討している。なお、私立高校の生徒に対しては教育委員会の所管ではないため直接働きかけることはできないが、今後私立高校と公立高校の校長が参集する高等学校長会において主体的な取組として学校間の申し合わせを進めていただけるものと考えている。</p>
阿部(ひ)委員	県立学校における防犯カメラの設置状況はどうか。
学校施設主幹	平成23年度の県立高校への不審者の侵入事件を受け、防犯カメラ未設置の全ての県立学校に同年度中に設置した。その後、改築や新築の都度設置しており、全ての県立学校に防犯カメラを設置済みである。
阿部(ひ)委員	小中学校における設置状況はどうか。
学校体育保健課長	小学校が約66%、中学校が約65%、義務教育学校が約67%、全体では約66%の設置となっている。

発 言 者	発 言 要 旨
阿部（ひ）委員	学校における防犯カメラの設置箇所はどうか。
学校体育保健課長	各学校で適切に設置しているが、主に昇降口や職員玄関、校門などを中心に設置している。
阿部（ひ）委員	防犯カメラ設置に係る費用に対する財政支援はあるか。
学校体育保健課長	設置費用の半分程度が国から補助されている。
阿部（ひ）委員	全ての学校に防犯カメラを設置すべきと考えるがどうか。
学校体育保健課長	設置については各市町村の判断となるが、安全の確保に向けて効果的な手段と認識しているため、県として市町村に対し設置を促していきたい。
阿部（ひ）委員	児童生徒の安全確保に向けてはスマートフォンやGPSにより子どもの位置情報を把握することが重要と考えるが、本県の状況はどうか。
学校体育保健課長	令和2年7月31日付け文部科学省通知「学校における携帯電話の取扱い等について」により、小中学校における携帯電話の学校への持ち込みについては学校における教育活動に直接必要でないものであることから原則禁止すべきとされた。これに基づいて、各学校や地域の実情を踏まえて学校及び教育委員会が判断した結果、ほぼ携帯電話を持ち込んでいない状況にある。
阿部（ひ）委員	例外事例はあるか。
学校体育保健課長	家庭の事情により携帯電話の持ち込みが必要な場合には、保護者が学校に申請し、校長の判断により認める事例がある。
阿部（ひ）委員	取り返しのつかない事件に発展しないよう、県には状況をみながら前向きに対応を検討してほしい。
阿部（ひ）委員	本県の令和7年度における警察官採用試験の実施状況はどうか。
理事官（兼）警務課長	採用試験は、4年制大学卒業程度の学歴が受験資格であるA区分と高校や短期大学卒業など4年制大学卒業程度の学歴を有しないB区分の2区分で実施している。 A区分は受験者数111人、最終合格者数19人、倍率5.8倍で、B区分は受験者数101人、最終合格者数31人、倍率3.3倍で、両区分合計では受験者数212人で昨年度比15人減、最終合格者数50人、倍率4.22倍であった。昨年度以前から受験者数が減少傾向にある。なお、昨年度の警察官採用試験の採用予定者数は、両区分合わせて66人程度を想定していたが、一定の資質を持った警察官の採用という観点から最終合格者数を50人としており、優秀な警察官の確保の観点でも厳しい状況にある。
阿部（ひ）委員	警察官の確保に係る課題とそれに対する県警の認識はどうか。

発 言 者	発 言 要 旨
理事官（兼）警務課長	<p>厳しい情勢下でも警察組織の基盤は人であるため、どのように本県警察の将来を担う優秀な人材を確保していくかが重要であり、その課題として3点が考えられる。</p> <p>一つ目は、警察の業務や組織の在り方などの特性に対し、固定観念に基づいたマイナスイメージを抱き、警察官を就職先として敬遠する人が一定数存在すると考えられるため、警察官という仕事の魅力を発信して、こうした固定観念を払拭していく必要があると考える。</p> <p>二つ目は、魅力の発信や不安の払拭に向けた情報は相手に届かなければ意味がないため、就職活動生が日常的に利用するSNSをはじめとした若い世代に対し訴求力が高い媒体を活用するなど、効果的な情報発信の在り方について検討する必要があると考える。また、関東方面の居住者が毎年数多く受験していることから、こうした方のニーズや利便性に配慮した丁寧な情報発信も必要と考える。</p> <p>三つ目は、本県の警察官採用試験は例年夏から秋にかけて警察官A・Bをそれぞれ1回ずつ実施しているが、受験機会が1回しかなく、公務員試験に特化した試験対策を行うことが一般企業と警察官を併願する受験者にとって負担となっていることも考えられるため、採用試験の制度についても受験生の強みや個性を生かしつつ、負担にも配慮したものにする必要があると考える。</p> <p>こうした課題に的確に対応していくことが、受験者数の減少傾向に歯止めをかけ、一定の競争の中で警察官としての適性を有する優秀な人材の確保に向けて重要と考えている。</p>
阿部（ひ）委員	<p>課題の解決に向けた今年度の取組はどうか。</p>
理事官（兼）警務課長	<p>警察官という仕事の魅力の発信については、警察学校において親子で参加可能な職業体験フェスを開催し、サイバー犯罪対策の体験や鑑識の体験、若手職員との対話会や寮室の見学などを行っているほか、SNSや多数の集客が見込まれるイベント会場でも情報発信を行っており、魅力の発信と不安の払拭を図っている。県警はインスタグラムで二つのアカウントを運用しており、県警公式アカウントでは魅力発信のため災害警備活動や山岳救助などの様々な警察活動を発信しており、もう一つの採用募集用アカウントでは受験生の不安を払拭するため寮生活や学校生活などの情報や採用募集の情報を発信している。</p> <p>情報発信の在り方については、不安や疑問の解消を図るため、毎年東京都内において県職員の対面によるガイダンスを実施しているほか、若い世代が利用するXやインスタグラムへの投稿、YouTubeへの動画配信をしている。YouTubeで配信した白バイを題材とした動画は4年間で9万回再生されており、こうした注目を集めるコンテンツを増やしていきたい。</p> <p>採用試験制度については、これまでは受験生の強みを生かすために第1次試験の総合得点に外国語や情報処理に関する対象資格をスコアに応じて加点し、また、負担軽減を図るためにA区分の第1次試験会場として県内会場に加え東京会場を新設したほか、第2次試験で実施していたシャトルランの廃止などを行った。今年度からは新たに警察官採用試験に民間企業の就職活動で広く活用されているSPI3基礎能力検査を使用した先行実施枠の導入、警察官の再採用試験の年間複数回実施により、より多くの受験機会を提供することとしている。今後とも各種取組を通じて警察の仕事に対するマイナスイメージの払拭や不安感の解消に努め、若者から就</p>

発 言 者	発 言 要 旨
	職先として選ばれるよう努めていく。
梶原委員	令和8年4月から導入された自転車運転者による交通違反に対する交通反則通告制度（青切符制度）の運用状況はどうか。
交通指導課長	4月1～21日で本県において当該制度を適用した事例はない。警察としては交通事故の原因となりかねない悪質危険な交通違反に対して交通反則切符、いわゆる青切符を適用した取締りを行う方針であり、基本的には従前と同様にイエローカードによる指導計画を主軸とした活動を展開していく。
梶原委員	自動車の運転免許証を所持している者が、青切符のほか赤切符も含めて自転車による交通違反で検挙された場合、点数は累積されないとの認識でよいのか。
参事理事官（兼） 運転免許課長	道路交通法上の点数制度は普通自動車と一般原動機付自転車を対象であり、自転車は対象にならない。しかしながら、免許証を持った者が自転車を運転して重大な交通事故を起こした場合、飲酒運転などの悪質性や危険性が特に高い違反を行った場合には点数制度によらずに行政処分を検討する場合がある。一方で、免許証を持たない自転車運転者に対しては、行政処分を科すことが制度上できない。この点が分かりにくいいため、自転車の青切符制度のほか、行政処分についても県民に向けて周知していきたい。
梶原委員	自転車運転者が車道を通行することにより狭い道路では渋滞の原因になるとの声を聞くが、現状はどうか。また、歩道等の通行に関する解釈はどうか。
参事官（兼）交 通企画課長	事例の有無については把握していない。自転車は原則車道通行だが、一定の条件が揃えば歩道の通行も可能であると周知している。
梶原委員	自転車の青切符制度を含め周知が足りていないと考える。安全の確保が最優先であり、そのためには関係各所と連携しながら誤解の無いよう一層の周知に努めてもらいたい。
梶原委員	学校給食費が無償化に向かう中、食材等の価格高騰により各自治体の財政状況は厳しい状況にあると考えるが、給食の質を維持するための各自治体の対応はどうか。
学校体育保健課 長	各市町村においては適切な給食を提供するために学校給食費を設定し、児童生徒の食の安全など食育の推進も含めて学校給食の質の維持に努めているものと承知している。 また、各学校に配置されている栄養教諭が中心となり、児童生徒に対して食は命を育む基本であることを意識づけするとともに、学校給食が生きた教材となるように献立が工夫されている。県としては給食の質の低下を招くことがないように県主催の研修会などを通じて引き続き市町村関係者へ働きかけていきたい。

発 言 者	発 言 要 旨
梶原委員	給食費無償化に向けた県の各市町村に対する支援はどうか。
学校体育保健課長	令和8年4月から開始された「学校給食費の抜本的な負担軽減」に関しては、学校給食法上保護者負担とされている食材費の負担軽減を目的とした給食の実施主体である地方自治体への支援となっており、市町村立学校における対応については各市町村の判断となる。県としては、物価等の動向を的確に踏まえた上で国が示す支援水準の適切な見直しや制度の安定的かつ継続的な運用が図られるよう国に対して強く要望していきたいと考えている。
吉村委員	小学校の宿題の量が減ってきたとの声を聞くが、現状はどうか。
義務教育課長	教育事務所を通じて各学校の状況を聞き取ったところ、子どもたちが家庭においても主体的に学びに向かうことを目的に、一部学校においては宿題を選択制にする、内容を自分で決めさせるなどの指導を行っている事例があると聞いている。
吉村委員	家庭における学習に対して各家庭の経済状況による学力格差を懸念する声を聞くが、家庭学習による学力の担保に対する県の考えはどうか。
義務教育課長	家庭学習は、学校で学んだことをもう一度振り返ることによる学力の定着だけでなく、子どもたちが自身に合った学び方を身につけ今後も主体的に学ぶ力を育てる役割を担っていると考える。これらを前提として、今年度から県教育委員会が教員向けに「山形県版家庭学習の手引き」を新たに配布して、家庭学習の質と量を充実させるとともに、子どもたちの学習や生活習慣づくりにつなげていきたいと考えている。
吉村委員	質の高い・深い学び推進事業におけるC B T (Computer Based Testing) 方式導入に係る事業の詳細はどうか。
義務教育課長	本県の課題である算数・数学と英語に特化し、小学4～6年生の算数、中学1～2年生の数学及び英語に対し継続的に実施するものである。全国学力調査における設問をベースに本県が独自に問題を作成し、概ね学期末を目処に年3回の実施を予定している。
吉村委員	文部科学省によると令和9年度から全国学力学習状況調査が全面的にC B Tに移行するとのことである。C B Tの導入に当たっては、児童生徒の学力の詳細な分析と共に、C B T活用に向けた教職員の育成を併せて行う必要があり、相当注力する必要があると考えるがどうか。
義務教育課長	調査方法の変更を踏まえて、児童生徒だけでなく教職員も調査方法自体に慣れる必要があると考えている。文部科学省による全国学力調査において、今年度は中学生の英語に対し試行的にC B Tを導入している。しかしながら、C B Tはあくまで測定のみであるため、確かな学力の育成に向けては調査データを基にその後どのように対応するかが最も重要と考えている。
吉村委員	刑法犯検挙率が全国1位になった令和7年の取組と今後の取組はどう

発 言 者	発 言 要 旨
参事官（兼）刑事企画課長	<p>か。</p> <p>検挙率向上のために県警察として特別な取組は行っていない。しかしながら、犯罪の被害に遭われた方の心情を思うとともに、県民の体感治安を低下させないため、事件の早期検挙に向けて初動捜査の徹底や各種資料の分析による速やかな被疑者の特定に努めている。また、本県は県民が警察に非常に協力的であり、県民の情報提供や捜査協力によって被疑者の逮捕に至った事例も数多くある。</p> <p>加えて、本県は人口 10 万人当たりの認知件数が令和 7 年は全国で 3 番目に低く 8 年 3 月末時点では全国で最も少ない状況にある。この認知件数の少なさについても、地元の住民や企業、防犯団体の方などが防犯パトロールなどの官民連携した防犯活動に非常に協力的であり、県民の高い防犯意識によって認知件数が減少していると考えている。</p> <p>このように、検挙に加えて犯罪の認知件数が少ないことが高い検挙率の要因の一つであり、さらに犯罪の検挙と抑止の双方において県民の協力を得ていることが、本県が高い検挙率を維持している大きな要因と考えている。今後も、捜査活動に携わる全ての職員が犯罪被害に遭われた方やその家族の心情に寄り添い、併せて県民から警察活動への理解と協力を得られるように努めていきたい。</p>
吉村委員	<p>令和 7 年 5 月に公布された情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律、いわゆる刑事手続の I T 化法の内容と現場への影響はどうか。</p>
参事官（兼）刑事企画課長	<p>令和 9 年 3 月末までに刑事手続で作成してきた被害届や供述調書などの紙媒体の書類を電子化することとなる。また、裁判所に対する逮捕状などの各種令状の請求や検察庁に対する事件の送致などの各種手続をオンラインで実施することが制度上可能となるものである。これにより刑事手続の円滑化・迅速化が期待されるとともに、手続に不要となった人員や時間を捜査等に充てるなど、県民の安全安心の確保に一層貢献できると考えている。</p> <p>進捗状況としては、警察庁において関係省庁と検討や調整を進めているところであり、9 年 3 月末からは一部の都道府県で罪種を限定して運用が開始される予定と聞いている。本県警察においては具体的な運用開始時期は決定していないが、9 年度中の運用開始に向けて警察庁と連携しながら資機材の整備などを進めている。</p>
田澤委員	<p>文部科学省が令和 8 年 2 月に策定した高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）に対する改革先導拠点（パイロットケースとして先導的な学びの在り方を構築する高校）への申請や今後の見通しなど、本県の対応はどうか。</p>
高校未来創造室長	<p>公募要領上、先導拠点は最大 4 校まで申請でき、審査を行った上で拠点として選定される。先導拠点の検討に当たっては、令和 8 年 3 月に策定した県立高校未来創造ビジョンとの整合性を踏まえるとともに、文部科学省が目指す本基金の趣旨である三つの柱に沿う必要があることから、本県の高校教育改革を実施するための下地があることや全県的なバランスを考慮し、4 校を先導拠点として申請すべく準備を進めている。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
	<p>具体的には、①専門高校の機能強化・高度化を目指した拠点校に、本県唯一の工業科の専攻科を有するものづくり人材育成の拠点として米沢鶴城高校、②大学等との高大連携による農業分野の人材育成の拠点として新庄神室産業高校、③普通科改革を通じた高校の特色化・魅力化を目指した理数系人材育成の拠点として山形東高校、④多様な学習ニーズに対応し教育機会の確保を目指した拠点校として本県高校の遠隔授業の配信拠点の役割を担っている庄内総合高校を予定している。</p> <p>県教育委員会としては、5月15日の締め切りまで極めて短期間での検討となるが、申請する4校が採択されるようにそれぞれの高校としっかりと連絡を取りながら申請に向けて鋭意準備を進めていく。</p>
田澤委員	<p>1都道府県当たりの申請上限額62億円の各拠点に対する振り分けの考え方はどうか。</p>
高校未来創造室長	<p>拠点としての各高校の取組に対する金額となるため、一律に等分した金額にはならない。</p>
相田（日）副委員長	<p>公立小学校等給食費の抜本的な負担軽減に係る国の支援事業の概要はどうか。</p>
学校体育保健課長	<p>学校給食法上保護者負担となっている公立小学校等の学校給食の食材費の負担軽減を目的とした子育て支援に取り組む自治体への支援として実施するものである。支援の基準額については、小学校、義務教育学校前期課程の児童を対象に一人当たり月額5,200円を国と県が2分の1ずつ在籍児童数分を支援するものである。</p>
相田（日）副委員長	<p>給食費の負担軽減に向けた各自治体の対応状況はどうか。</p>
学校体育保健課長	<p>県内において基準額を下回る市町村は1自治体、基準額を超過する市町村は34自治体である。超過分の取扱いについては、市町村の全額負担が33自治体、保護者負担が1自治体である。基準額を下回る自治体における基準額との差額に関する運用については把握していない。給食費の負担に関しては市町村が対応を判断するものである。</p>
相田（日）副委員長	<p>市町村が財政負担を避けるために国の支援金額内に食材費を収めようとし安価な食材への切替えなどが懸念されるが、食育の観点からも給食の質を低下させないために各自治体の状況は把握しているか。</p>
学校体育保健課長	<p>各市町村において決められた学校給食費の範囲内に収めるために給食の質の低下を招くことは行っていないと認識している。各市町村においては決められた学校給食費の範囲内で、給食の質の低下を招かないように献立を工夫し、地産地消の推進や食育の観点からも関係部局と連携しながら取り組んでいるものと認識している。</p>